

地方運輸局長が指定する医師の指定に係る指定事務取扱要領

国 海 働 第 6 3 号

平成 1 5 年 7 月 1 7 日

一部改正 国 海 員 第 3 7 1 号

令和 5 年 3 月 1 0 日

記

第一 通則

地方運輸局長（神戸運輸監理部長、沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）が行う船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 57 条第 3 号の規定に基づく地方運輸局長が指定する医師の指定に関する事務については、この要領に定めるところによる。

第二 医師の指定

1. 指定の申請

船員法施行規則第 57 条第 3 号の規定に基づく地方運輸局長が指定する医師の指定（以下「医師の指定」という。以下同じ。）を受けようとする者は、「医師の指定申請書（第 1 号様式）」（以下「申請書」という。）に以下の書類を添付して、指定に係る病院又は診療所の所在地を管轄する地方運輸局の事務所（本局、運輸支局又は海事事務所をいう。以下同じ。）において地方運輸局長に対して申請（電磁的方法による手法も含む。以下、第三から第四についても同じ。）するものとする。

- ① 病院又は診療所の開設に関する許可証の写し又は届け出たことを証する書類の写し
- ② 法人の場合にあっては定款又は寄付行為
- ③ 船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 83 条の規定による健康証明（以下「健康証明」という。）を行う医師全員の略歴書
- ④ 病院又は診療所の位置を示す地図
- ⑤ 船員法施行規則第 55 条に規定する健康検査の実施体制を説明する書類（別紙・記載例参照）
- ⑥ 病院又は診療所の診療科目
- ⑦ その他特に必要と認める書類

2. 指定の審査

- ① 地方運輸局の事務所は、1 の申請書及び添付書類が揃っており、かつ、各書類に必要な事項が記載されていること及び以下の事項を確認した上で、これを受理

すること。なお、運輸支局又は海事事務所においては、事前に十分本局と協議の上、これを受理すること。

ア 当該地域における指定医師の配置状況、船員・船舶所有者団体等の要望等を考慮して、医師の指定を行うことにより船員等の利便向上につながるものであること。

イ 病院又は診療所が、健康証明制度の趣旨を十分に理解していること。（必要に応じて、申請をしようとする者に対して事前に健康証明制度の説明を行うこと。）

② 申請を受理した地方運輸局の運輸支局又は海事事務所にあつては、申請書及び添付書類を本局に送付すること。（なお、第三（医師の指定に関する変更届及び廃止届）、第三の二（指定書の紛失等による再交付）及び第四の届出（医師の指定に関する確認届）があつた場合においても本局に送付すること。）

③ 申請を受理した地方運輸局の本局は、申請書及び添付書類を審査の上、指定して差し支えないと認めるときは、病院又は診療所において健康証明を行う医師を指定するものとする。

3. 指定書の交付

① 地方運輸局の本局は、医師の指定をしたときは、「医師の指定書」（以下「指定書」という。）を病院又は診療所に交付するものとする。なお、運輸支局又は海事事務所を経由して申請されたものについては、当該運輸支局又は海事事務所を経由して指定書を交付すること。

② 病院又は診療所の医師につき、すべての医師を指定する場合にあつては、病院又は診療所の医師として指定するものとする。

4. 指定書の備置

地方運輸局の事務所は、病院又は診療所に指定書を交付する際に、指定を受けた病院又は診療所内に指定書を備え置くように指示するものとする。

第三 医師の指定に関する変更届及び廃止届

1. 医師の指定に関する変更届及び指定書の再交付

① 医師の指定後、指定に係る病院又は診療所の所在地・名称変更等、医師の指定申請の内容に変更があつた場合は、「医師の指定に関する変更届（第2号様式）」（以下「変更届」という。）により、病院又は診療所の所在地を管轄する地方運輸局の事務所に届け出させること。

② 地方運輸局の本局は、変更届を受理したときは、届出の記載事項に誤りがないことを確認の上、指定書の記載事項に変更があつた場合には、新たな指定書を病院又は診療所に再交付するものとする。なお、運輸支局又は海事事務所を経由し

て申請されたものについては、当該運輸支局又は海事事務所を経由して指定書を交付すること。

- ③ 地方運輸局の事務所は、変更届のあった病院又は診療所に対し、変更が生じる前の指定書を返還させるものとする。

2. 医師の指定に関する廃止届

- ① 指定を受けた病院又は診療所が健康証明にかかる業務（以下「健康証明業務」という。）を廃止した場合は、「医師の指定に関する廃止届（第3号様式）」（以下「廃止届」という。）により、病院又は診療所の所在地を管轄する地方運輸局の事務所に届け出させること。
- ② 地方運輸局の事務所は、廃止届のあった病院又は診療所に対し、指定書を返還させるものとする。

第三の二 指定書の紛失等による再交付

- ① 医師の指定を受けている病院又は診療所は、指定書が紛失又はき損した場合には、「指定書の再交付申請書（第4号様式）」（以下「再交付申請書」という。）にき損した指定書を添付して、病院又は診療所の所在地を管轄する地方運輸局の事務所において地方運輸局長に対して申請するものとする。
- ② 地方運輸局の本局は、病院又は診療所より、指定書の紛失又はき損による再交付申請書を受理したときは、再交付申請書の記載事項に誤りがないことを確認の上、指定書を病院又は診療所に再交付するものとする。この場合において、指定書には「再交付」したものであることを明記すること。なお、運輸支局又は海事事務所を経由して申請されたものについては、当該運輸支局又は海事事務所を経由して指定書を交付すること。
- ③ 地方運輸局の事務所は、紛失により指定書を再交付した場合には、病院又は診療所に対し、紛失した指定書が発見された場合には、速やかに紛失した指定書を返還するよう、あわせて通知等すること。

第四 医師の指定に関する確認届

指定後5年毎に、健康証明業務を継続することについての意思確認のため、「医師の指定に関する確認届（第5号様式）」（以下「確認届」という。）により、病院又は診療所の所在地を管轄する地方運輸局の事務所に届け出させること。

なお、地方運輸局の本局が別途定める日から起算して5年毎に、管内の病院又は診療所に対して、一斉に当該意思確認を行うことは差し支えない。

第五 医師の指定の取消

- ① 地方運輸局長は、以下の場合には、医師の指定を取り消すことができる。

- ア 医師の指定を受けた病院又は診療所の医師が、医師免許の取消し等の処分を受け、有効な医師免許を有する医師がいなくとき
- イ 再三の督促にもかかわらず、医師の指定を受けた病院又は診療所が確認届を提出しないことその他の事由により、健康証明業務の継続意思がないと認められるとき
- ウ 医師の指定を受けた病院又は診療所の医師が、船員法施行規則第 55 条及び第 56 条の規定に従い、適正に健康証明業務を行わないとき又は船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 91 号）の規定に従い、適正に海技士身体検査証明書及び締約国資格受有者身体検査証明書に関する業務を行わないとき
- エ その他やむを得ない事由があると認められるとき
- ② 地方運輸局長は、医師の指定を取り消したときは、速やかに病院又は診療所に対し、指定を取消したこと及びその理由並びに医師の指定書を返還すべき旨を通知すること。なお、病院又は診療所の所在地が運輸支局又は海事事務所の管轄地である場合は、当該運輸支局又は海事事務所を経由して通知すること。

第六 本省等への通知

地方運輸局の本局は、第二（医師の指定）及び第五（医師の指定の取消）の事務を行った場合並びに第三（医師の指定に関する変更届及び廃止届）の届出（代表者の変更に関する内容を除く。）があった場合は、本省船員政策課その他関係機関に対して、電子メール又は F A X 等にてその内容を通知すること。

第七 保存期間

書類の保存期間は、次のとおりとする。

- ① 医師の指定申請書及び添付書類
指定の効力が消滅する日に係る特定日以後 5 年
- ② 医師の指定に関する変更届
指定の効力が消滅する日に係る特定日以後 5 年
- ③ 医師の指定に関する廃止届
指定の効力が消滅する日に係る特定日以後 5 年
- ④ 指定書の再交付申請書
指定の効力が消滅する日に係る特定日以後 5 年
- ⑤ 医師の指定に関する確認届
指定の効力が消滅する日に係る特定日以後 5 年

医師の指定申請書

年 月 日

地方運輸局長
神戸運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長

指定を受けようとする病院又は診療所の
名称並びに代表者の氏名

指定を受けようとする病院又は診療所の
所在地及び連絡先

船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 57 条第 3 号の規定に基づき、地方運輸局長が指定する医師の指定を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

医師の指定に関する変更届

年 月 日

地方運輸局長
神戸運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長

指定を受けている病院又は診療所の
名称並びに代表者の氏名

指定を受けている病院又は診療所の
所在地及び連絡先

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第57条第3号の規定に基づく地方運輸局長が指定する医師の指定（ 年 月 日付け第 号）を受けていますが、以下のとおり変更がありましたので届け出ます。

1. 変更が生じた日： 年 月 日
2. 変更が生じた内容

新	旧

医師の指定に関する廃止届

年 月 日

地方運輸局長
神戸運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長

指定を受けている病院又は診療所の
名称並びに代表者の氏名

指定を受けている病院又は診療所の
所在地及び連絡先

船員法施行規則（昭和22年運輸省令第23号）第57条第3号の規定に基づく地方運輸局長が指定する医師の指定（ 年 月 日付け第 号）を受けていますが、船員法の健康証明業務を廃止したのでその旨届け出ます。

廃止した日： 年 月 日

指定書の再交付申請書

年 月 日

地方運輸局長
神戸運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長

指定を受けている病院又は診療所
の名称並びに代表者の氏名

指定を受けている病院又は診療所
の所在地及び連絡先

医師の指定書の再交付を受けたいので、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）
第 57 条第 3 号の規定により申請します。

1. 交付番号（紛失の場合を除く。）

2. 再交付を必要とする理由

※紛失の場合は、紛失の顛末を記載すること。

医師の指定に関する確認届

年 月 日

地方運輸局長
神戸運輸監理部長 殿
沖縄総合事務局長

指定を受けている病院又は診療所の
名称並びに代表者の氏名 印

指定を受けている病院又は診療所の所在地及び連絡先

船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 57 条第 3 号の規定に基づく地方運輸局長が指定する医師の指定（ 年 月 日付け第 号）を受けていますが、今後とも船員法の健康証明業務を継続したいのでその旨届け出ます。

医師の指定書

(指定を受けた病院又は診療所の名称)

(指定を受けた病院又は診療所の所在地)

上記の者は、船員法施行規則（昭和 22 年運輸省令第 23 号）第 57 条第 3 号の規定に基づく地方運輸局長が指定する医師として指定する。

年 月 日

地方運輸局長
神戸運輸監理部長 印
沖縄総合事務局長

注 1) 本指定書は、指定を受けた病院又は診療所内に備え置くこと。

注 2) 病院又は診療所の所在地・名称変更等、指定申請の内容に変更があった場合は、医師の指定に関する変更届（第 2 号様式）を、また、健康証明業務を廃止した場合は、医師の指定に関する廃止届（第 3 号様式）を提出すること。

注 3) 指定後 5 年毎に、医師の指定に関する確認届（第 5 号様式）を提出すること。

・ 船員法施行規則第 55 条に規定する健康検査の実施体制

1. 健康検査項目に係る実施設備

検査事項	検査実施体制
視力、色覚、握力	有り
聴力	有り
AOB 式及び Rh 式の血液型検査	有り(委託)
血色素量及び赤血球数の検査	有り(委託)
血糖検査	有り(委託)
血中脂質検査	有り(委託)
肝機能検査	有り(委託)
検便(虫卵の有無)	有り
検便(ヘモグロビンの有無)	有り
検尿	有り
血圧	有り
心電図	有り
胸部エックス線	有り
かくたん検査	有り
肺活量	有り
腹部画像検査(胃部エックス線検査(胃部内視鏡検査でも可)及び腹部超音波検査)	有り(委託)
血液中の尿酸の量の検査	有り(委託)
B 型肝炎に係る抗体検査	有り(委託)

2. 健康証明を行う医師の員数

2 人